

2023年（令和5年）3月

保護者様

藤沢市教育委員会

令和5年4月1日からの本市立学校における教育活動について

日頃より本市の学校教育にご理解ご協力をいただき、御礼申し上げます。

藤沢市教育委員会では、子どもたちの学びを保障するため、以下に示す新型コロナウイルス感染症予防対策を実施しながら、教育活動を行ってまいります。

つきましては、保護者の皆様におかれましても、感染症対策にご協力くださるようお願いいたします。

また、特別支援学校・特別支援学級におきましては、学校の状況、児童生徒の特性に応じた対応・取組を行ってまいります。

なお、5月8日以降の教育活動等については、改めてお知らせいたします。

**1. 学校におけるマスクの取扱いについて**

学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。

また、様々な事情により、マスクの着用を希望する児童生徒がいることなどから、人権に配慮しながら、偏見、差別等が起こらないよう指導します。ご理解ご協力をお願いいたします。

※感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染症対策を求めることがあります。

**2. 感染予防対策として徹底する取り組み**

学校では、基本的な感染症対策として、「3つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行などを講じた上で、学校運営に取り組めます。

**3. 登校前の健康観察及び出席停止基準について**

登校前の検温及び健康状態の確認を十分に行ったうえで、児童生徒を登校させるようお願いいたします。

次の場合は、出席停止となりますので、学校に連絡してください。なお、学校は個人情報に配慮しながら、感染状況等を市教育委員会と情報共有をいたしますので、あらかじめご了承ください。

また、出席停止基準については、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い変更の可能性があります。変更の際は、改めてお知らせいたします。

### 【学校への連絡事項】

・症状が出始めた日・受診した医療機関名と受診日・検査日・医師の指示等について

### 【出席停止に該当するもの】

- (1) 健康調査票の、風邪の症状や発熱、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も含む）
  - (2) 濃厚接触者又は検査対象者等について
    - ・児童生徒が濃厚接触者となった場合【この場合、次のいずれかに該当すれば登校できる。①陽性者との最終接触日を「0日」として5日が過ぎるまで（6日目解除）。7日を過ぎるまでは、検温等の健康状態の確認を行う。②最終接触日を「0日」とし、2日目と3日目に実施した新型コロナウイルス感染症の検査で陰性（－）が確認された場合、3日目の検査後から登校できる③医療機関が登校を許可した日】
    - ・児童生徒の同居家族が濃厚接触者となり、当該同居家族に発熱や症状がある場合。【この場合、児童生徒の登校再開については、濃厚接触者の健康観察期間終了後、又は、当該濃厚接触者が新型コロナウイルス感染症の検査（医療機関や自宅でのPCR検査、抗原検査）により陰性（－）となった場合、可能です。また、当該同居家族に発熱や症状がない場合は登校可となりますが、児童生徒を欠席させる場合は出席停止扱いとしますので、学校へご連絡ください。】
- ＜出席停止としない場合の事例＞
- ・児童生徒や同居家族が、新型コロナウイルス感染症以外の理由で入院するために検査を行う場合
  - ・同居家族が医師や保健所の指示でなく、発熱や症状のない状態で自主的な検査を行っている場合
  - ・同居家族の勤務先が医療機関である等の理由で検査を実施する場合
  - ・同居家族が海外から帰国し空港での検査の結果は陰性であったが、自宅待機となっている場合
- (3) 児童生徒の同居家族が発熱や症状があり、かつ、医師の指示や保健所の指導で、新型コロナウイルス感染症の検査（PCR検査等）を受ける場合
  - (4) 海外からの帰国による自宅待機期間中にあたる場合
  - (5) 持病があり、感染すると重症化する恐れがある場合
  - (6) 保護者からの申し出により、児童生徒の同居家族に高齢者や基礎疾患があるなどの合理的な理由があると校長が判断する場合、又は当面の間において、感染への不安によりお子様の登校を控えると保護者から申し出があった場合
  - (7) 児童生徒が新型コロナウイルスワクチン接種を受ける時又は新型コロナウイルスワクチン接種による副反応が出た時に学校を休む場合
  - (8) 児童生徒が新型コロナウイルス感染症の検査で陽性だった場合（PCR検査、抗原検査で陽性となった者をいう（医療機関が検査をせずに陽性と診断した「みなし陽性」を含む））。
  - (9) 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）と診断され、罹患後症状により学校を休む場合

※ 発熱がなく、風邪の症状のみでも出席停止となります。

## 4. 学習活動について

以下の感染症対策を講じて行います。

- ・常時換気を基本とし、児童生徒同士の間隔を可能な限り確保します。
- ・ペア学習やグループワーク、実験、観察等は、グループの人数を少なくするなど、工夫をして実施します。
- ・調理実習は可能な限り1つの班の人数を少なくし、調理した料理を試食する際は大声での会話を控え、可能な限り身体的距離の確保や、座席を向かい合わせにしないなどの工夫をして実施します。
- ・合唱、リコーダー、鍵盤ハーモニカ等は体の中心から前方1m程度、左右50cm程度を目安とした距離を確保し、実施します。
- ・組み合ったり接触したりする運動の際には、大声での発声は控えて実施します。
- ・見学や休憩時等には、触れ合わない程度の距離を確保し、大声での会話や発声を控えます。
- ・ICTを活用してのオンライン学習等も行っています。



## 5. 学校行事について

原則、宿泊行事、遠足的行事、運動会、体育祭、文化祭、合唱祭、授業参観、保護者説明会等を行う場合には、基本的な感染症対策を講じた上で行います。

※校外学習等において、混雑した電車やバスを利用する場合や医療機関や高齢者施設を訪問する場合は、児童・生徒等、教職員のいずれにもマスクの着用を推奨します。

### 入学式について

保護者のマスクの着用は求めません。また、保護者等の参観は、身体が触れ合わない程度の座席の間隔を確保した上で、着席での参観が基本となります。

そのため会場の規模の関係で、参観人数については、新入学説明会等でお知らせしたとおりとなります。

なお、保護者の皆さまが参観するにあたり、健康観察を徹底し、発熱、息苦しさ、倦怠感等の症状がある方は、参加を控えるようご理解ご協力をお願いします。

## 6. 学校給食及び昼食について

食事場面では、換気を徹底した上で、机を向かい合わせにする場合は距離をとる（1m程度）、大声での会話を控えるなど、飛沫を飛ばさないような対応をとりながら喫食します。座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、児童生徒等の間で会話を行うことは可能です。

## 7. 部活動について（中学校のみ）

基本的な感染症対策を行う他に以下の点に留意します。

- ・学校全体で活動場所が3密（密閉・密集・密接）にならないよう、活動日や時間、場所の工夫等の検討を行い、校内の活動体制を再確認して実施します。
- ・部活動の実施に当たっては、身体接触を伴う活動や近距離で実施する活動については、大声での発声を控えて実施します。
- ・各部活動については、「4. 学習活動について」に準じて実施します。

## 8. その他

- ・感染者、濃厚接触者とその家族、治療に当たる医療従事者等に対する偏見や差別、またSNSの投稿等を含めたいじめにつながる行為がないよう発達段階に応じた指導を行ってまいりますので、ご家庭でもご協力をお願いいたします。